

平成26年第2回邑楽町議会定例会議事日程第4号

平成26年6月19日（木曜日） 午前10時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 請願・陳情
- 第 2 発議第3号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出について
- 第 3 発議第4号 「手話言語法」制定を求める意見書提出について
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 閉会中の継続調査について

○出席議員（14名）

1 番	塩 井 早 苗 議員	2 番	原 義 裕 議員
3 番	松 村 潤 議員	5 番	神 谷 長 平 議員
6 番	半 田 晴 議員	7 番	坂 井 孝 次 議員
8 番	大 野 貞 夫 議員	9 番	田部井 健 二 議員
10 番	小 沢 泰 治 議員	11 番	岩 崎 律 夫 議員
12 番	小 島 幸 典 議員	13 番	立 沢 稔 夫 議員
14 番	本 間 恵 治 議員	15 番	細 谷 博 之 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金 子 正 一	町 長
堀 井 隆	副 町 長
大 竹 喜 代 子	教 育 長
飯 塚 勝 一	総 務 課 長
橋 本 喜 久 雄	企 画 課 長
諸 井 政 行	税 務 課 長
吉 田 紳 二	住 民 課 長
相 場 利 夫	安全安心課長
河 内 登	健康福祉課長
多 田 哲 夫	子ども支援課長
大 拙 一	農業振興課長 兼農業委員会 事務局 長
半 田 実	商工振興課長
小 島 靖	都市建設課長
小 島 敏 晴	会計管理者 兼会計課 長
茂 木 一 夫	水 道 課 長
神 山 均	学校教育課長
半 田 康 幸	生涯学習課長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

小	倉	章	利	事	務	局	長
田	部	井	春	彦	書		記

◎開議の宣告

○本間恵治議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

〔午前 10 時 02 分 開議〕

◎日程第 1 請願・陳情

○本間恵治議長 日程第 1、請願・陳情を議題とします。

委員長の報告を求めます。

最初に、岩崎律夫総務教育常任委員長。

〔岩崎律夫総務教育常任委員長登壇〕

○岩崎律夫総務教育常任委員長 皆さん、おはようございます。総務教育常任委員会に付託された請願について、審査結果を報告いたします。

請願第 5 号 2015 年 N P T 再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書採択の請願につきましては、請願内容を妥当と認め、委員の全員一致をもって採択と決定しました。

請願第 4 号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる請願、請願第 6 号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願につきましては、引き続き検討を要するということから、継続審査と決まりました。

以上、報告いたします。

○本間恵治議長 これより請願第 5 号 2015 年 N P T 再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書採択の請願についての委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより請願第 5 号 2015 年 N P T 再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書採択の請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに

賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、請願第5号は採択と決定しました。

次に、請願第4号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる請願に対する委員長の報告は継続審査であります。

お諮りします。委員長の報告のとおり、請願第4号については閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は閉会中の継続審査と決定しました。

次に、請願第6号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願に対する委員長の報告は継続審査であります。

お諮りします。委員長の報告のとおり、請願第6号については閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、請願第6号は閉会中の継続審査と決定しました。

次に、大野貞夫産業福祉常任委員長。

〔大野貞夫産業福祉常任委員長登壇〕

○大野貞夫産業福祉常任委員長 皆さん、おはようございます。産業福祉常任委員会に付託された請願について、審査結果を報告いたします。

請願第7号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願につきましては、請願内容を妥当と認め、出席委員の全員一致をもって採択と決定しました。

以上です。

○本間恵治議長 請願第7号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願についての委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

塩井早苗議員。

〔1 番 塩井早苗議員登壇〕

○1 番 塩井早苗議員 皆さん、おはようございます。手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願ですが、これについて賛成討論を行わせていただきます。

手話は、音声言語と同様な法的地位を求められることを皆さんに知っていただきたい。そして、学校で国語の授業で日本語を学ぶように、私たち、聾者の方たちにとっても、日本語と手話の2つを対等に学ぶことが必要とされています。今までそれは日本には法律としてございませんでした。今回この請願を採択し国に向けて意見書を提出することで、しっかりとした法律として守られることを祈っております。

○本間恵治議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより請願第7号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、請願第7号は採択と決定しました。

◎日程第2 発議第3号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出について

○本間恵治議長 日程第2、発議第3号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出について議題とします。

提出者から趣旨の説明を求めます。

岩崎律夫議員。

〔11番 岩崎律夫議員登壇〕

○11番 岩崎律夫議員 発議第3号について趣旨説明を申し上げます。

総務教育常任委員会に所属いたします全議員の賛同をいただきまして、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか関係大臣に対しまして意見書を提出するものであります。

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書

平成22年5月の核不拡散条約再検討会議は、「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」ことに合意し、「すべての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために、必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある」と強調しました。

しかし、それから3年になる今も、「核兵器のない世界」を達成する道筋はなお見えておりません。

さらに、北朝鮮の核開発をめぐって軍事的緊張が高まっているなかで、国際紛争の解決手段としての武力行使と威嚇を憲法で放棄した日本が、核兵器全面禁止のために行動することは、朝鮮半島の非核化、日本と東アジアの平和と安全を促進する上でもきわめて重要であります。

平成27年核不拡散条約再検討会議にむかって、核兵器のない世界への行動が直ちに開始されるよう、核軍縮・廃絶と安全保障にかかわる諸機関で、「共同声明」の署名国として、日本政府が目標を分かち合う多くの国々と協力し、核兵器全面禁止条約の交渉開始のために努力するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

このような内容により意見書を提出するものであります。よろしくご決定くださるようお願いいたします。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第3号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 発議第4号 「手話言語法」制定を求める意見書提出について

○本間恵治議長 日程第3、発議第4号 「手話言語法」制定を求める意見書提出について議題とします。

提出者から趣旨の説明を求めます。

大野貞夫議員。

〔8番 大野貞夫議員登壇〕

○8番 大野貞夫議員 発議第4号について趣旨説明を申し上げます。

産業福祉常任委員会に所属いたします各議員の賛同をいただきまして、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣ほか関係大臣に対しまして、意見書を提出するものであります。

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって、邑楽町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

このような内容により意見書を提出するものであります。よろしくご決定くださるようお願いをいたします。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第4号 「手話言語法」制定を求める意見書提出について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議員派遣の件について

○本間恵治議長 日程第4、議員派遣の件について議題とします。

会議規則第126条の規定により、配付のとおり議員を派遣します。

◎日程第5 閉会中の継続調査について

○本間恵治議長 日程第5、閉会中の継続調査について議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に印刷配付しました閉会中の継続調査事項申し出一覧のとおり申し出がありました。

お諮りします。各委員長より申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎町長の挨拶

○本間恵治議長 以上をもちまして、今期定例会の日程は全部終了しました。

閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので、許可します。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 第2回邑楽町議会定例会閉会に当たり一言御礼の言葉を申し上げます。

6月13日から19日までの7日間、提案いたしました案件について審議をいただき、全て原案どおり承認と議決をいただき、ありがとうございました。一般質問では貴重なご意見とご提案を受け、今後の行政運営に役立てていきたい、このように思います。

なお、本日は手話通訳者を通し、障害を持っている聾啞者の方々へ議会がこのような形で開かれたということは、まことにすばらしいことだと思っております。町といたしましても町民の皆さんと協力をし、住みよい町づくりのために今後も進めていきたいと思っております。

議員各位には、これから暑さに向かう折、健康に十分注意され、今後のご活躍をご祈念申し上げます。一言御礼の言葉といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○本間恵治議長 以上で平成26年第2回邑楽町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

〔午前10時23分 閉会〕